

第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日時 : 平成28年6月1日(水) 10時00分～12時00分

◆ 場所 : 市役所本庁舎 2階 第五委員会室

◆ 出席者 : 《審議会委員》(13名/17名)

伊藤 勝衛 宮城管内町内会長連絡会理事

有働 恵子 東北大学災害科学国際研究所准教授

遠藤 信哉 宮城県土木部長(代理:土木部次長 後藤隆一)

亀井 義広 (公社)仙台青年会議所副理事長

近藤 初音 (公財)日本野鳥の会宮城県支部

佐々木 卿 北部広瀬川愛護推進協議会会長

齋藤 哲 仙台森林管理署長(代理:総務グループ総括事務管理官 岩崎孝司)

西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部

畠山 慎一 国土交通省東北地方整備局河川部長(代理:河川環境課長 中川博樹)

畠山 裕太 仙台弁護士会

嶺岸 健二 広瀬名取川漁業協同組合理事

◎宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授

○山田 一裕 東北工業大学工学部教授

(◎:会長 ○:副会長)

《事務局》

村上 貞則 建設局長

吉野 博明 建設局次長

岡本 一郎 建設局百年の杜推進部長

佐々木 亮 建設局百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長

岡田 真之 建設局百年の杜推進部公園課長

相田 英輝 環境局環境部環境対策課長

伊藤 俊夫 青葉区建設部公園課長

安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長

杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長

◆ 欠席者 : 岩松廣行委員、内田美穂委員、瀬川久美委員、小嶋秀是臨時委員 (4名)

◆ 司会 : 河川課長

<次第>

1 開会

2 議事

(1) 経ヶ峯公園法面防災工事及び広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事について

(2) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方に関する
専門委員会の中間報告について

(3) その他

3 閉会

河川課長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から「第43回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。</p> <p>《配布資料の確認》</p> <p>《新規委員の紹介》</p>
河川課長	<p>岩松委員、内田委員、瀬川委員、小嶋臨時委員からは欠席の連絡を受けている。出席委員が過半数に達しているので、本会議は成立している。これ以降の進行は条例施行規則第5条第1項の規定にもとづき、宮城会長にお願いする。</p>
宮城会長	<p>(議事)</p> <p>議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。</p> <p>委員了承</p>
宮城会長	<p>それでは公開とする。</p> <p>傍聴されている方は、会議の円滑な運営を図るため、会議中の注意事項を厳守いただくようご協力をお願いします。</p> <p>次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表しお願いしている。これまで伊藤委員、内田委員、有働委員にお願いしており、今回は遠藤委員の順番だが、本日代理での出席となっているので、その次の亀井委員にお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>亀井委員 了承</p>
宮城会長	<p>(議事(1))</p> <p>続いて議事に入る。「(1) 経ヶ峯公園法面防災工事及び広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事について」、事務局から説明をお願いします。</p>
青葉区公園課	<p>事務局説明</p> <p>(資料3にもとづき、仙台市河川課から概要説明、青葉区公園課から説明)</p> <p>◇経ヶ峯公園法面防災工事</p> <p>＜工事概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所は瑞宝殿の東側で鹿落坂の脇の上方法面に位置する。 ・被災状況としては1mくらいの大きさの転石、倒木があるほか、法面が風化し、落石の恐れのある石が存在している。 ・景観的に重要な場所ではあるが、下を通る道路の安全対策が必要な状況である。 ・主な施工内容としては、鉄筋挿入法枠工、土工、編柵工、排水工、仮設道路工

であり、加えて29本の樹木の伐採と竹の伐採が必要となる。

・将来的には今回の工事の形跡が目立たなくなるよう、なるべく景観に配慮して工法を検討した。法枠の内側は植生基材吹付により緑化するうえ、下端の周辺にも樹木を復植する。

◇広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事

<工事概要>

・場所は西公園の西側、国際センター駅の北側であり、芝生広場と野球場が存在する。

・平成27年9月の関東東北豪雨により広瀬川が増水し、冠水した。土砂の堆積、洗掘が生じたため、野球場の供用が出来なくなってしまった。

・災害査定を受けて復旧工事を行う。

・施工内容としては、既存の芝をはがして張芝し、土系の舗装により運動広場を復旧し、碎石舗装により園路を復旧する。

<進入路について>

・現場へは北側の住宅地の中を歩いてアクセスするしかなく、幅員3m程度の河川管理通路を通行することになる。

・土砂の搬入出には2t車、4t車を使うこととなるため、台数が多くなり、地元への影響も大きくなってしまう。このため、代替案として仮設進入路を新たに設置することを検討している。

<仮設進入路の設置について>

・交流広場脇、桜の小径から緑地へ下りることが出来るように仮設進入路を設置する。

・搬出用の土砂を盛土材として使用して仮設進入路を設置し、土砂搬出や張芝搬入を行い、最後に仮設進入路を撤去する。

・景観には手を付けたくないが、腹付盛土と保全区域の内外にわたって樹木の伐採が必要である。この保全区域外とは河川区域の中にあたる。

・伐採した樹木は工事完了後に復植する。

<以上>

宮城会長

いずれの工事も報告事項の扱いであり、環境への影響が最小限となるよう対策をとっているようだが、何か意見・質問はあるか。

峰岸委員

<広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事>

工事自体には異論はないが、漁協の立場で質問したい。

工事に伴い土砂が川に流れる恐れなど、川への影響はどのようなものか。

また、工事はいつ頃から開始されるのか。

7月1日にアユが解禁されるが、濁りがあると現場の下流でアユがとれなくなってしまうので、土砂による濁りの少ない工法などに配慮をしてほしい。

青葉区公園課	<p>既存の堤防の内側での作業になるので、基本的には河川への影響は生じない。ただし、雨が降った際に水路から土砂が流れる恐れがあるので、細心の注意を払いながら対応していく。</p> <p>工事時期は河川管理者である県と調整しているが、河川断面を阻害するものではないので渇水期に限らずに施工できる見込みである。</p> <p>周辺状況を鑑みると、準備が出来次第始めたいので、7月頃からの施工としたい。</p>
峰岸委員	<p>了解した。</p>
亀井委員	<p><広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事></p> <p>8月5日に花火大会が行われるが、当該現場は例年有料観覧席として使用していた。</p> <p>桜の小径も国際センター駅からの通路として使うことを考え、警察と打ち合わせしている。これらに影響は生じるか？</p>
青葉区公園課	<p>花火大会についてはJC（仙台青年会議所）と調整中である</p> <p>観覧席に使える部分と使えない部分などがあるため、工事の進捗状況を考慮して、トラブルが無いように調整していきたい。</p>
亀井委員	<p>花火の時は人が多いので、事故が無いように気を付けてほしい。</p>
畠山委員	<p><広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事></p> <p>桜の木は切るのか。</p>
青葉区公園課	<p>法面に生えているので移植が可能かどうかの判断が難しい。移植できれば移植したいが、現状から判断すると切らざるをえないように見える。</p>
畠山委員	<p>切った後は桜の苗木で復植するのか。</p>
青葉区公園課	<p>苗木ではなく、ある程度大きい状態のもので復植するつもりである。</p>
宮城会長	<p>災害復旧に関わる伐採なので、報告事項としての取り扱いにはなるが、最初から切るという事で進めるのはどうかと思う。</p> <p>桜の木は移植が難しいものではあるが、まずは移植を前提としたうえで、状況に応じて伐採と復植を検討していくのがいいのではないかと。</p>
畠山委員	<p>桜の小径なので、3本の桜の大きさが小さくなるのは寂しいのではと思い質問</p>

<p>宮城会長</p>	<p>した。</p> <p>桜の小径自体は延長が長いので、その中の3本であれば大きなインパクトはないだろうが、景色そのものが大きく変わるようなことは心配である。</p>
<p>山田副会長</p>	<p>今からの計画の変更は難しいかもしれないが、一般利用者や観光客が河原にアクセスできるような、常設進入路として設置するという考えはなかったか。</p>
<p>青葉区公園課</p>	<p>常設進入路という考えが無いわけではないが、まずは現在の景観を保全する必要があるとともに、あくまで災害復旧が主な事業であることから今のところは工事用進入路としての仮設を考えていた。</p> <p>しかし、進入路が実際に出来ることで、色々な意見が出てくると思われる。その場合は、どのような姿が適切なのかということについて、改めて検討、対応していきたいと考えている。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>(議事(2))</p> <p>次に、2件目の「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方に関する専門委員会の中間報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山田委員長</p>	<p>事務局説明</p> <p>(資料4にもとづき、山田専門委員長、仙台市河川課から説明)</p> <p><専門委員会における検討の概要説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の許可申請がどのような状況にあるのかということ把握するために、近年の許可内容の傾向を確認した。 ・土地の確保に代わる措置として、植栽を行うなどの緩和措置を講じる許可申請が常態化していること、建築時に確保された空地が、その後も緑化されていない事例が多いことなどを確認した。 ・この現状を受け、本来、条例が目指している姿はどのような姿なのかということ、条例の基本理念などを整理することで明確にした。その結果、自然的環境としては「みどりが創出されること」が重要であるということを確認した。 ・これら、現状の確認と目指す姿の明確化を踏まえて、専門委員会では課題を解決するための方法として解決策を2点あげて検討した。 ・1つめは現在の許可基準を見直すということで、土地所有者が積極的に緑化を図るような仕組みを許可基準に取り入れることで、建物が建築される段階で土地が緑化されていくことを目指している。 ・2つめは既存宅地も含めた緑化を誘導する手法をとるということで、緑化の助成制度や維持に関する支援を充実させたり、仙台市が目指している広瀬川の姿を周知し、土地所有者が緑化に対する理解を得ることで、自ら緑化を進める意欲を持つような取り組みを行うものである。

広瀬川創生室長

<専門委員会における検討の補足、詳細説明>

◇課題と専門委員会での検討内容について

- ・建築物の新築、増築の際に自然的環境の保全のために将来的に緑化が可能な土地の確保を許可基準に定めている。
- ・現在は空地としては保全区域内のどこであっても一律30%以上確保してもらい、河川に接する敷地では河川沿いに空地を確保してもらっている。
- ・実際には規定通りの空地の確保が難しい場合があることや、この空地の緑化に繋がっていないという課題がある
- ・専門委員会での検討内容について、以下の3点を補足説明する
 - ①基本理念の整理について
 - ②課題解決の方向性 許可基準の見直し
 - ③課題解決の方向性 緑化の誘導

◇基本理念の整理について

- ・条例が目指す姿に関して、条例が制定された際の専門委員会による昭和50年の報告書に参考になる記述がある。資料4-2に清流保全の理念について記されている。
- ・基本理念としては「流域の自然的環境を尊重しつつ人間の適切な利用」が念頭に置かれている。
- ・空地の規定については将来的な緑地の確保のためのものだという記載もある。
- ・これらの条例制定時の理念を承継すべきものにとらえて、今後の自然的環境の保全の基本理念として以下の2点のとおり整理した。
 - ①広瀬川沿いのみどりの骨格づくり
 - ②豊かな生態系に繋がること

◇課題解決の方向性 許可基準の見直し

- ・現行の一律30%を確保するという考え方は、条例制定当時の報告書にも書いてあるとおり、広瀬川沿いの乱開発が進み始めて、それを防ぐために一律30%で守っていくのだというところで当時の皆様の理解をもらっていたと推測される。
- ・現在の状況では各土地での土地利用の仕方が整備されており、例えば都市計画の用途地域などで建ぺい率などが規定されている。
- ・その様な中で、本条例の一律30%確保は現在の土地利用の実情に合わなくなってきたっており、それぞれの土地の特性に応じて必要な面積を確保すべきではないかという認識に至った。
- ・エリアごとの特性に応じて空地面積を確保することについては、都市計画上の用途区域などで定められている建ぺい率などに応じて面積を定めることを考えている。
- ・建ぺい率が高い土地ほど、建物以外に利用可能な敷地面積が減ることになるの

で、条例により空地として確保すべき面積もそれに応じて設定するという事を考えている。そのほかには特別や一種二種という環境保全区域の種類も考慮して設定することも考えている。

・今はただ空地を確保すればいいという事だが、ただスペースを確保するだけではなく、樹木を植えていただくなど、緑化していただいた場合は確保する面積を軽減してもいいのではという事を検討している。さらに、同じ緑化でも、その配置の仕方も考慮してはどうかという事を議論している。

・例えば、従来の空地のとり方は裸地、つまり土のままであったが、それに対して、芝を植えたり木を植えたりする場合など、緑の量が増えるほど、面積として確保する量が減るようにならないかという事を検討している。

・緑化をする場所の配慮もできないかと考えている。例えば、道路や川沿いなどの公共空間から視認できる場所に緑化してもらう場合は確保してもらう面積を軽減し、川沿いに緑化を図る場合はさらに軽減率を高くするなど。

・このような取り組みにより、結果として、土地所有者が自分の土地の利用をしやすくなるとともに、条例が目指している緑化も同時に進むのではと考えられる。

◇課題解決の方向性 緑化の誘導

・緑化が進んでいない土地への緑化誘導を行うということであり、既存の宅地で緑化が進んでいないという事について、何か支援する仕組みが必要ではないかということである。

・今も緑化の助成制度はあるが、新規の許可申請を行った人を対象に緑化の助成をしており、限定的な制度である。

・既存の空地を改めて緑化する人も対象に加えるなど、適用範囲を広げることにについて検討が必要との議論をいただいている。

・規制の見直しとしては緑化という方向性をとるが、緑化を図ることで最終的にどのように今後広瀬川沿いの周辺の姿が変わるのかということなど、緑化を目指す検討をしていくうえで言葉だけでは分かりにくい点を図面などで示せないかと考えている。例えばフォトモンタージュなどで、今の姿から緑化を進めていくと最終的にこういう姿になるということを図示することなど。

・基本理念に関しても、イメージ図を作成して、市民に理解してもらうために使用できないかと考えている。

<以上>

宮城会長

今回の見直しのコンセプトとして、空地という場所だけの規制から、緑を具体的に誘導するという展開があるが、どうだろうか？

西山委員

今回の見直しは、広瀬川の景観に対して、緑化という実（じつ）をとっていきたいというものである。

	<p>仙台市の財産である広瀬川の価値を現実的に高める手段は何かというところで、空地を確保すればいいというものではなく、実効性の高い緑というものに主眼を置いて議論をさせていただいたという過程がある。</p>
宮城会長	<p>かなり大胆な展開だと思うが、委員の皆様から意見はあるか。</p>
有働委員	<p>環境保全区域の範囲の設定根拠が昭和50年報告書に書いてある。今回の見直しは環境保全区域の設定の範囲内での話だと思うが、この範囲の設定根拠としては「清流の保全と川に面した土地の安全、快適性を保つに最小限必要な範囲」という定義がされていて、それが、「河岸線又は堤防の法尻からおおむね両側50m」と書かれている。</p> <p>環境保全区域の設定根拠としてこれが適切なかどうかという点については、どう解釈すればいいのだろうか。</p> <p>「安全」とは何に対する安全なのかもよく分からない。</p> <p>たとえば災害に対する安全であれば場所によってかわるものだ。</p> <p>これが範囲の設定根拠になっているが、改定案によりどう影響するのだろうか、という事が感じたことである。</p> <p>それによっては、今回の変更によって、将来にどう影響が生じるか。例えば、見方によっては建築がしやすくなることで、建築できる場所が増えるだろう。その影響は「景観」だけで語られていいのだろうか。</p>
河川課長	<p>基本理念が作成された昭和50年頃の状況を考慮すると、範囲的には一般的に川沿いから50mが影響、環境を守りながら規制する境目として設定したのではないだろうか。保全区域は広ければ広いほど環境を守るためにはいいのだが、土地利用との関係上、折り合いをつけながらの50mかと思われる。</p> <p>当時の崖の状況で、河岸の崖の状況を広瀬川の自然の大きな特徴と捉え、手がついている崖と手つかずの崖により、特別、第1種、第2種の区別をしている。</p> <p>今回、改めてその範囲を検証することは考えていない。</p> <p>安全ということでは、自然崖を抱えているので、その影響を考えながら50mという最低限の範囲の中で、安全と環境との折り合いをつけていくという報告になっている。</p> <p>これについて再度改めて範囲の見直しをするという事は考えていない。</p>
有働委員	<p>土地の安全とは河岸浸食に対する安全ということか。</p>
河川課長	<p>はい。</p>
有働委員	<p>言葉の印象としては、安全というと様々なことをイメージし、河岸浸食だけという風には感じられないが、言葉の問題だろうか。</p>

<p>宮城会長</p>	<p>最近は災害や気候が極端化してきており、ハザードマップの見直しも進められる中で、50mのこの範囲は安全だという書き方にも見える。</p> <p>言葉の問題なのかどうかはわからないが。</p> <p>条例を作った当時を想像するに、広瀬川の河岸段丘の崖に大きなマンションがどんどん建っていくという状況にあって、コンクリートで崖が覆われることが連続していた。</p> <p>これに対して、広瀬川の全体的な景観をどう考えるのかという事があった。</p> <p>「土地の安全」とは広瀬川の崖がどのように安全に保たれるのかという事が中心ではないか。堤防法尻から50mという記載があるが、低水敷や高水敷といった河川敷の中とその極めて周辺のところで自然環境がどう保たれるのかということでこの文言は書かれており、地域の生活基盤の毀損ということではないのではないか。以前に、広瀬川の河岸自体が風化して崩れていく中で、宮城県が崖の保全の行為をした際に審議会でも議論した。</p> <p>今回の議論の前提として、基本的に自然区域が指定された時の状況はエリア的には、清流の保全、川に面した土地の安全、快適性が枠組みとしては保たれているという前提にあって、その中で個々の土地の開発や建物の建設、現実の問題でいろいろな不具合が見えてきたのでその部分を修正しようということに理解していた。</p> <p>保全区域の範囲そのものについては、条例の機能が保たれている中で、今あえて議論する必要はないのではないかと考える。</p>
<p>畠山委員</p>	<p>現在、敷地の30%を確保しているものが、基本的には変更により30%よりは低くなり、30%より増えることはないという理解でいいのか。</p> <p>緑が創出されることという目的の達成のために、そもそも緩和は必要なのか。</p> <p>緑化に誘導するための措置を計画して追加すればいいのでは。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>そもそも30%という数字を減らさずに、緑化すればいいのではという意見だろう。</p> <p>これまでの経過を説明して回答していただきたい。</p>
<p>河川課長</p>	<p>まず現状としては、30%確保し、土の状態で保全してください、という形に対し、実際は車社会となっていており、かなりの駐車場を敷地の中に確保するなど、生活実態が変わってきたことと、宅地自体の面積もかなり狭くなってきたという事情があり、これらを考慮すると30%を確保すること自体が難しくなっている。</p> <p>現在運用している緩和策として、植栽を植えることで面積的には緩和するというをやむを得ない措置として認めているが、これが恒常化してきているところがある。</p>

	<p>今回は、もともとの基本的な理念に戻って値の再整理をしようということで検討している。</p> <p>今までどおり30%のままということであると、現状と同じように、なかなか緑化が進まなく、その土地が通路になるなど、緑化のための土地として確保されないという実態があるので、やはり30%の土地の確保だけではなく実際に緑化が進むような誘導を検討した</p>
<p>島山委員</p>	<p>要は、一言でいうと、現状追認的なところがあるのか。</p> <p>いま、保全区域内で不動産を買う人はもともと条例の規制を分かって買うのだから、本当は織り込み済みで買っているはずである。条例の目的があって規制するのだから規制自体は当然であるが、現状を追認するという発想なのか。</p> <p>「30%を緩和する」ということと「緑を増やす」という事が結びつかないのではないか。</p> <p>この条例では罰則はあるが、その罰則が軽いなかで、空地の確保を減らす代わりに計画を立てて緑化の推進をすることになると、緑化に協力しない人にとっては単純に「規制が緩和されてよかった」という話で終わるのでは、と危惧する。</p>
<p>建設局長</p>	<p>河川課長から申したのは、行政内部の事務手続きとして、現実の状況を照査した中で、30%の空地の確保が土地所有者からは大変厳しいとの声が上がっている中でどうしようかというものを説明したものであるが、これにより見直しを図ろうということではない。</p> <p>もともとの条例の理念というところで、仙台市民の共有の財産である広瀬川の河川沿いの景観等を含めたこの部分を、どのように将来に保全し、必要なものについて創出していくのかという議論が一番大事であると考えている。</p> <p>だが、実際、土地所有者から、実際の売買や相続の話の際に、そういった話が多くなってきていることもある。その部分については、本来空地をとるという規則がありながら、実際には取扱い上、緑化をすると軽減するという規則の運用の点で、一般市民にとってはわかりにくいという話になっている。</p> <p>今回、現実的な今の状況として土地所有者の事情を考慮しつつ、もともとの理念、広瀬川の市民共有の財産ということを未来永劫やっていくためには、条例の規則の一部見直しが必要なのではという事で、専門委員会における議論をいただいている。</p> <p>もともと「30%を緑化する」ということについて、初めに明確にされていなかったために空地の緑化が進んでいないことが、今となれば不十分であったと反省されることと思っている。</p> <p>今回の審議では、本来の理念に基づいて、市民と共通の認識を持って進めていくための議論をお願いしたい</p> <p>その時の一つの考え方として、今回は専門委員会での検討の内容について説明いただいている状況と理解して欲しい</p>

<p>宮城会長</p>	<p>土地を30%確保するという規制は、だいぶ前から現実的ではないという声があり、当審議会でも4、5年前から緩和措置について検討を繰り返してきた。</p> <p>その中では、緑積のような、高い木については何パーセント緩和するなどの工夫も検討しながら今に至っている。</p> <p>緩和措置が全体申請の半分程度といった大きな値になっていることから、40年前の基準が現実的に今の時代に対応しているのかという事をずっと考えてきていた。</p> <p>単に数字をいじるだけでいいのかという展開があり、この際、考え方そのものを、理念を継承しつつより具体化する方向も合っているのではないかという議論があって作業部会を設置するところに来た。</p> <p>最大30%としても、誰でもどんどん減らすということにならないように、今後、基準の作りこみをしっかりしていくという事で、半世紀くらい前の指定に対し、緑化という実をとっていかうという展開の下で中間報告に至った。</p>
<p>畠山（裕）委員</p>	<p>状況は分かった</p>
<p>畠山（愼）委員 代理</p>	<p>基本的には畠山（裕）委員の言うとおりで、作った条例の理念は守っていくべきではと思うが、経過を聞いて、実際はなしくずしになっているのも分かった。</p> <p>制定当時に特別、第一種、第二種という区域指定がされ、その中でも第一種についての「自然環境が現時点では保全されている中で開発が進むときには30%の確保を目安にする」という思想は残しつつ、どういった条件に該当すれば緩和できるのかというところをまとめていくべきと考える。</p> <p>なおかつ、その土地利用規制が建ぺい率から反映されるようになってしまうと、結局、第一種も第二種も同じになってしまっていて、第一種の区域に指定された意味はなんなのかという事になりかねないので、保全区域として第一種区域に指定した限りは、最低限のラインとして守るべき%をある程度明示していくべきだと考える。制定当時に指定した範囲をもう一度俯瞰した時に、第一種の保全に対する率はどのくらいが最低限必要になるのかという事はしっかり議論したうえで、基準を変えるのであれば、そのあたりを明確にしておいた方がいいのではないかと。</p> <p>誘導に関する助成はしっかり広報しながら、既存空地になっているところの更地の部分を積極的に緑化するのは当然だと思う。</p> <p>この条例は拘束力が弱いのが難点である。</p> <p>結局、緩和措置を設定してもそれが実行されないと、また一つ条例の脆弱さとか盲点になってくるのではと思うので、そのあたりをうまく補完しながら誘導していくということ考えた方がいいのではないかと。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>緩和措置として蓄積してきた経緯があるわけだが、そこを見直して、守るべき</p>

<p>百年の杜 推進部長</p>	<p>基準のガイドラインのようなものを明確化して、そのうえで話の筋道が見える化されることが大事という事であろう。</p> <p>専門委員会での議論の中では、自然的環境を保全するために空地を確保するということが条例でなっているので、それについて、より実効性のある方法を考えていきたいと思いますということであった。</p> <p>今、話のあった、特別環境保全区域、第一種、第二種といった、自然環境が違うからそういうかけ方をしているという考え方、あるいは、住宅区域になっていたり、商業区域になっていたりといった土地利用の考え方を十分考慮したうえで、最低限必要な割合が30%なのかということも含めて考え、明らかにしていかなければと思っている</p> <p>そういう議論は専門委員会でもあったことを報告させていただく。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>このようにルールを決めるという事が広瀬川の清流を守るための根本にかかわる話であるため、各委員からの意見を多くいただきたい。</p>
<p>峰岸委員</p>	<p>「実効性がある」ということを強調しているが、実効性を高めるためにという言葉だけで、実際の実効性が伴うことになるわけではないし、罰則があるという事だが、罰則を強めれば必ず実効性が高まるわけでもないと思う。</p> <p>「理念の目指す姿の周知を行う」という話があるが、具体的にはどういうことをどのように周知するのか、という点を専門委員の皆さんに議論してほしい。</p> <p>土地を購入した際やその後、あるいは親から譲ってもらった際などに周知をしなければいけない。それから行政指導もしなければ、条例違反なんて大したことないという業者もいるだろう。</p> <p>市の行政指導と周知の徹底について今後議論いただきたい。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>実効性をどう担保するのかという事は大事である。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>開発業者が許可申請する際に、こういう規制があるということで開発業者に行わせる事と、既存宅地を持っている人向けにこの地域はこういうエリアであるという事を説明しながらやっていく必要があると思う。</p> <p>開発業者は自分たちがしなければいけないということは考えていると思うから、その段階で徹底してやれば土地購入者のその後の負担が減るのではないだろうかと考える。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>どこに向けて情報提供するのかという、力点の置き方の問題でもある。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>最初に昭和50年の報告書を読んだ時、日本でも珍しい条例であり、感動を覚えた。</p>

	<p>緩和措置が常態化しているという事だが、チェック体制がほとんど働いていなかったのではないかと思った。</p> <p>やはりこの基本理念は守って、あまり変えない方がいいとは根本的には思うが、時代が変わっているということもあるので、今までの意見には同意する。</p> <p>しかし、現実的に、例えば広瀬川沿いの土地を買う場合などを想像すると、土地を売る人からは「規制はあっても緩和措置があるから大丈夫ですよ」などと言われると思う。そうなる则理念があいまいになっていくということが心配である。</p> <p>若い人が緑化をしていくのには何が大事なのかと考えると、外国などでは狭いところでもきれいにグリーンがある。狭いところでもきれいでおしゃれなグリーンを作る事が出来るということについて、アドバイスや情報を提供すれば、狭い土地をどう緑化しようか迷っているという人も緑化を実行できるのではないだろうか。それは植木屋でもいいし、具体的なことがわかる専門的な人がいればいいと思う。</p> <p>広報、周知の徹底は難しいので、土地利用者の目線を大切に、様々な周知手法を具体的に検討してはどうか。</p>
宮城会長	<p>ルールはしっかり説明し、そのうえで住み方や、広瀬川の緑の価値について別の形でしっかり広報周知するのが重要ということか。</p>
近藤委員	<p>上からの目線ではなく、土地利用者の目線での周知が大切だと考える。</p>
宮城会長	<p>広瀬川の河岸のいくつかの空間については、そこに住むことが仙台市民のステータスにはなっていると思う。鹿落坂の界限や支倉町は仙台のシンボルとして機能している。そういうところの価値を広めることが、広瀬川の価値を高めることに間接的につながるかもしれない。</p> <p>どのように周知徹底するかということも大切であり、議論していく必要がある</p>
亀井委員	<p>文章だけを見ていると、やはりわかりづらい。自分是对象区域に住んでいないので、どういう案内が流れているのかはわからないが、文字だけだとわからないと思う。例えば、広瀬川の自生種が郷土種に代わるといっても、どういう木を植えられるのかという事まではわからない。</p> <p>カタログなどでどういう木を植えられるのか、この木を植えることによっていくら助成されるのかという事を示してはどうだろう。</p> <p>さらに、仙台市がやるというよりは、造園業者が手続きなどもやってくれて、費用負担も少なければ緑化も進むと思う。</p> <p>木を植えた後の景観などもCGなどで作って、最終的にこういう街並みになっていくのですよ、という事を見ただけで分かるようなパンフレットがあれば進んでやってくれる人も出てくると思う。</p>

	<p>ホームページも見てみたが、わかりづらい。今後配る案内にこのHPを乗せたとしても、充実させていかないと、若い人はあえて緑化をしようとは思わないのではないか。</p> <p>「緑化をやってみたい」と思わせるような宣伝方法を考えないといけない。</p> <p>宮城会長 今回の審議は許可基準のあり方の方向性を決めるものだが、今後考える材料はまだまだある。</p> <p>様々な意見をいただいたが、許可基準のあり方の方向性については、基本的にこの方向でよいと考えていいだろうか。</p> <p>もともとの原則はしっかりしているため、今後、許可基準を細かく作りこみ、分かりやすくすることで広瀬川の環境を守っていく。その方向性としては緑を増やすということによろしいか。</p> <p>今回は中間報告なので、異論がなければこれから方向性の詳細を詰めていきたい。</p>
	<p>委員了承</p>
宮城会長	<p>了承いただいたので、以上でこの場での議論としては終了とする。</p>
河川課長	<p>見直しに向けて今後も検討が必要との意見を頂いたので、改めて仙台市から許可基準のあり方について正式に諮問したい</p> <p>緑化に向けての方向性を専門委員会でご検討いただきながら、最終的に審議会の答申を頂くという方向で進めたい。</p>
宮城会長	<p>では諮問を受けるということで話をすすめる。</p> <p>5分ほど休憩を挟んで再開することとする。</p> <p>【休憩】</p>
宮城会長	<p>(議事(3))</p> <p>審議を再開する。</p>
河川課長	<p>許可基準のあり方について審議会に諮問させていただく。</p>
建設局長	<p>広瀬川の清流を守る条例第10条第2項の規定に基づき「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方」について仙台市清流保全審議会へ諮問いたします。</p>


	<p>よろしくお願ひします。</p>
宮城会長	<p>確かにお受けしましたので、今後の検討を続けていきます。</p>
河川課長	<p>諮問を受けていただいたので、今後のスケジュールについてご説明します。</p>
広瀬川創生室長	<p>本日議論いただいた意見を整理し、7月頃に第4回専門委員会を開催して、具体的な内容について議論いただく。</p> <p>その結果を整理したうえで、9月頃に第5回専門委員会を開催して、議論の結果をとりまとめる。</p> <p>11月に次の審議会を開催して、委員会からの報告を行う。</p> <p>この報告が審議会での答申案のたたき台になり、委員の皆様にご議論いただくこととなる。</p>
宮城会長	<p>スケジュールに関して意見はあるか。</p> <p>委員了承</p>
宮城会長	<p>無いようなのでこれで進めていくこととなる。</p> <p>本日の議事は以上で終了とし、マイクを事務局にお返しする。</p>
河川課長	<p>引き続き専門委員会を開催しながら見直しに向けて進めていきたい。</p> <p>以上で、第43回仙台市広瀬川清流保全審議会の一切を終了する。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 28年 7月 15日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

会 長 宮城 豊平 

委 員 亀井 義広 